

十九 一	八 利行 行 価	七 發 替 額	六 最 低 額	五 払 込 金	四 發 行 方	三 用 等 替 條 項	二 振 法 及 之 の 適	一 發 行 名 稱 及 び 根 據 そ そ 拠 記	条件 件等 二 次 十 年 十 号 一 年 と 二 月 一 月 八 月 七 告 日 示 に 第 九 号	平省 令 國債 第 三 十 年 十 号 一 年 と 二 月 一 月 八 月 七 告 日 示 に 第 九 号	○ 財 務 省 告 示 第 九 號
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 六額十數又の パ百年倍は規 一円十の記定 セに二金録に ンつ月額はよ トき八に、る 百日よ最振 円る低替 十も額口 錢の面座 と金簿	五百額い募機用一成社条九特十利 万百百九面に集関を振十債第年別四付 円円二十金よ取は受替三等一法会回国 十万額る扱日け法年の項律計庫財 四円で発機本る一法振第に債務 億五行関銀もと律替二関券大臣。 六百に行のい第に十す(二年)中川 二百よととう七關三る(二年)昭 二十るすし。十す号法第(第一 三十募る、の五る一)律第(第一 五億集。そ規号法第(第一 万五千のの定。律四平 三千取振の以一 三千扱替適下平六十	五九五百額い募機用一成社条九特十利 万百百九面に集關を振十債第年別四付 円円二十金よ取は受替三等一法会回国 十万額る扱日け法年の項律計庫財 四円で発機本る一法振第に債務 億五行関銀もと律替二關券大臣。 六百に行のい第に十す(二年)中川 二百よととう七關三る(二年)昭 二十るすし。十す号法第(第一 三十募る、の五る一)律第(第一 五億集。そ規号法第(第一 万五千のの定。律四平 三千取振の以一 三千扱替適下平六十	五九五百額い募機用一成社条九特十利 万百百九面に集關を振十債第年別四付 円円二十金よ取は受替三等一法会回国 十万額る扱日け法年の項律計庫財 四円で発機本る一法振第に債務 億五行関銀もと律替二關券大臣。 六百に行のい第に十す(二年)中川 二百よととう七關三る(二年)昭 二十るすし。十す号法第(第一 三十募る、の五る一)律第(第一 五億集。そ規号法第(第一 万五千のの定。律四平 三千取振の以一 三千扱替適下平六十	五九五百額い募機用一成社条九特十利 万百百九面に集關を振十債第年別四付 円円二十金よ取は受替三等一法会回国 十万額る扱日け法年の項律計庫財 四円で発機本る一法振第に債務 億五行関銀もと律替二關券大臣。 六百に行のい第に十す(二年)中川 二百よととう七關三る(二年)昭 二十るすし。十す号法第(第一 三十募る、の五る一)律第(第一 五億集。そ規号法第(第一 万五千のの定。律四平 三千取振の以一 三千扱替適下平六十	五九五百額い募機用一成社条九特十利 万百百九面に集關を振十債第年別四付 円円二十金よ取は受替三等一法会回国 十万額る扱日け法年の項律計庫財 四円で発機本る一法振第に債務 億五行関銀もと律替二關券大臣。 六百に行のい第に十す(二年)中川 二百よととう七關三る(二年)昭 二十るすし。十す号法第(第一 三十募る、の五る一)律第(第一 五億集。そ規号法第(第一 万五千のの定。律四平 三千取振の以一 三千扱替適下平六十						

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出する。期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{23}{365}$$

(二) 発行時において、その記載が源流とし、その

税人にの法す国を中れに係る所の徴税は、その記載が源流とし、その

率が當算入る債を乗じた金額(ただし)は、その記載が源流とし、その

乗じた金額(ただし)は、その記載が源流とし、その

用非居を乗じた金額(ただし)は、その記載が源流とし、その

居を受け算には、又いしは、は替泉の

又出はおだしは、は替泉の

又出はおだしは、は替泉の

所はし、又いしは、は替泉の

控得外た前はて、のた前記口徴の

除税国金記はて、のた前記口徴の

すの法額(+)國得該十額(+)

規下は期た期平定、が金と成る次そ銀額しる号の行を、十期及翌休支次年日び營業う算業日。式月五。式月五ににたに十。同に払たしり日じ。おうる、算を。いへと支出支て以き払し払

十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 $\times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 每
成 本 面 成 利 て を 年
二 銀 金 二 子 、 支 五
十 行 額 十 を そ 払 月
年 百 二 支 の 期 十
十 円 年 払 日 と 五
二 に 十 う 以 し 日
月 つ 一 。 前 、 及
八 き 月 六 各 び
日 百 十 月 支 十
円 五 間 払 一
日 に 期 月
属 に 十
す お 五